

医療機関等へ受診の際は、組合員証または 組合員被扶養者証を必ず提示してください

組合員または被扶養者の方が保険医療機関等へ受診する際は、組合員証または組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）を提示することにより、自己負担相当額を窓口で支払うこととなります。

しかし、組合員証等を窓口で提示せず保険医療機関等を受診した場合は、一旦医療費等の全額を負担することとなります。

日頃から携帯し、保険医療機関等へ受診の際は、必ず窓口で提示してください。